

犯罪収益移転防止法の適用に関連する様式例

2024年7月12日
日本公認会計士協会

目次

	頁
I 総論	1
1. はじめに.....	1
2. 本研究報告の構成.....	1
II 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認等の措置の実施に関する内部規程（規程例） ..	3
III 犯罪収益移転防止法に基づく確認記録の様式例	6
1. 【様式A】顧客本人—個人—対面・非対面取引用	6
2. 【様式B】顧客本人—法人—対面・非対面取引用	19
3. 【様式C】代表者等（代理人）関係—対面・非対面取引用	28
IV 犯罪収益移転防止法に基づく取引記録等の様式例	39
V 犯罪収益移転防止法に基づく疑わしい取引の届出様式	40
1. 解説.....	40
2. 疑わしい取引の届出様式（犯罪収益移転防止法施行規則第25条）	40
3. 疑わしい取引の参考事例.....	40

I 総論

1. はじめに

犯罪による収益が、将来の犯罪活動や犯罪組織の維持・強化に使用され、組織的な犯罪を助長するとともに、これが移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えることから、国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与するため、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネロン等」という。）を防止することが重要となる。そのため、我が国も国際社会と歩調を合わせ、犯罪による収益の移転を防止することが必要となる。

我が国では、2022年12月に「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和4年12月9日法律第97号）が公布され、2024年4月1日から、改正された「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」又は「法」という。）が施行されることとなった。

公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）は、従来の犯罪収益移転防止法においても、顧客等の取引時確認、確認記録・取引記録等の作成・保存等を行う義務が課せられていたが、今回の法改正により、取引時確認において確認すべき事項が追加¹されるとともに、特定受任行為の代理等において收受した財産が犯罪収益ではないかという疑いを持った場合等には、守秘義務に係る事項を除き、疑わしい取引の届出を行う義務が新たに課された。

そのため、本研究報告では、上記の犯罪収益移転防止法の改正に伴い、会員が、従来から犯罪収益移転防止法で義務付けられていた取引時確認等（法第4条）、確認記録の作成・保存（法第6条）及び取引記録等の作成・保存（法第7条）に関する手続を改正後の内容²にて実施し、新たに公認会計士等に義務付けられた疑わしい取引の届出等（法第8条）を円滑に実施できるよう支援する目的で作成している。

2. 本研究報告の構成

本研究報告は、以下で構成されている。

I 総論

本研究報告を公表した背景及び目的について記載している。

II 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認等の措置の実施に関する内部規程（規程例）

本規程は、犯罪収益移転防止法が定める取引時確認等（法第4条）、確認記録の作成・保存（法第6条）、取引記録等の作成・保存（法第7条）、疑わしい取引の届出等（法第8条）を円滑に実施するため、各会員の事務所内で運用するためのモデル規程として作成している。

III 犯罪収益移転防止法に基づく確認記録の様式例

本様式例は、犯罪収益移転防止法が定める確認記録の作成・保存（法第6条）に活用する

¹ 改正後の犯罪収益移転防止法の第4条（取引時確認等）では、公認会計士等に対して以下の確認事項が追加された。①取引を行う目的の確認、②職業（当該顧客等が自然人の場合）又は事業の内容（当該顧客等が法人の場合）の確認、③実質的支配者の確認（当該顧客等が法人の場合）、④資産及び収入の状況の確認（ハイリスク取引で、200万円を超える財産の移転を伴う場合に限る。）

² ここでは、上記脚注1と同じ改正内容を指している。

ための様式例として作成している。

IV 犯罪収益移転防止法に基づく取引記録等の様式例

本様式例は、犯罪収益移転防止法が定める取引記録等の作成・保存（法第7条）に活用するための様式例として作成している。

V 犯罪収益移転防止法に基づく疑わしい取引の届出様式

本様式例は、犯罪収益移転防止法に基づく疑わしい取引の届出等（法第8条）について記載している。

II 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認等の措置の実施に関する内部規程（規程例）

犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認等の措置の実施に関する規程

（目的）

第1条 本規程は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「法」という。）に規定する取引時確認、確認記録及び取引記録等の作成・保存、疑わしい取引の届出等の措置等（以下「取引時確認等の措置」という。）を的確に行うため、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 令：犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令
- 二 規則：犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則
- 三 特定業務：別表（第4条関係）で規定する公認会計士法第2条第2項若しくは第34条の5第1号に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、顧客のためにする次に掲げる行為又は手続（政令で定めるものを除く。）についての代理又は代行（以下「特定受任行為の代理等」という。）に係るものをいう。
 - イ 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続
 - ロ 会社の設立又は合併に関する行為又は手続その他の政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続（会社以外の法人、組合又は信託であって政令で定めるものに係るこれらに相当するものとして政令で定める行為又は手続を含む。）
 - ハ 現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分（上記イ・ロに該当するものを除く。）
- 四 特定取引：法第4条に規定する特定受任行為の代理等を行うことを内容とする以下のイ、ロ、ハの契約の締結並びに令第9条第1項及び規則第5条に規定する顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引をいう。
 - イ 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続
 - ロ 会社の設立又は合併に関する行為又は手続その他の政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続（会社以外の法人、組合又は信託であって政令で定めるものに係るこれらに相当するものとして政令で定める行為又は手続を含む。）
 - ハ 200万円を超える現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分（上記イ・ロに該当するものを除く。）
- 五 顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引：規則第5条に規定する取引をいう。
- 六 ハイリスク取引：法第4条第2項各号に規定する取引をいう。
- 七 特定取引等：上記第四号「特定取引」及び第六号「ハイリスク取引」をいう。
- 八 顧客等：法第2条第3項に規定する顧客等をいう。
- 九 代表者等：法第4条第6項に規定する代表者等をいう。
- 十 取引時確認：法第4条第6項に規定する取引時確認をいう。
- 十一 契約時確認：令第12条第1項第1号に定める契約時確認をいう。
- 十二 外国PEPs（Politically Exposed Persons：重要な公的地位にある者）：令第12条第3項及

び規則第 15 条に定める者をいう。

十三 確認記録：法第 6 条第 1 項に規定する確認記録をいう。

十四 取引記録等：法第 7 条第 2 項に規定する記録をいう。

十五 疑わしい取引：令第 7 条第 1 項に規定する疑わしい取引をいう。

十六 疑わしい取引の届出：法第 8 条第 2 項の規定による届出をいう。

十七 行政庁：金融庁をいう。

十八 統括管理者：法第 11 条第 3 号の規定により選任した者をいう。

(統括管理者)

第 3 条 当事務所は、教育訓練の実施、規程の作成、法令の遵守状況の確認等、取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な業務を統括管理する者として統括管理者を選任するものとし、統括管理者は〇〇〇〇（※担当者又は役職名を記載）とする。

(取引時確認)

第 4 条 取引時確認は、取引時確認の対象となる取引を行う者が行うものとし、統括管理者が責任者として監督する（※組織の状況に応じて適宜修正する。）ものとする。

2 当事務所が顧客等の間で、特定取引等を行うに際しては、法第 4 条に定める事項の確認を行わなければならない。

(ハイリスク取引)

第 5 条 当事務所は、対象となる取引が、次の各号に掲げるハイリスク取引に該当する場合には、前条の規定による取引時確認に加えて、異なる方法による取引時確認を行うものとする。

一 取引の相手方が当該契約の締結に際して行われた取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引

二 契約時確認が行われた際に当該契約時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行う取引

三 犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住・所在する顧客等との取引等

四 外国 PEPs（重要な公的地位にある者）との取引

2 ハイリスク取引に係る取引時確認における確認事項及び確認方法は、法第 4 条に定めるところによるものとする。

(取引時確認の省略)

第 6 条 当事務所は、既に取引時確認を行っている顧客等との取引（確認記録を保存している場合に限る。）であって、その顧客等が既に取引時確認を行っている顧客等と同一であることを確かめる措置をとったものについては、取引時確認を省略することができる。ただし、当該取引の相手方が当該取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがあるもの、当該取引時確認が行われた際に当該取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との間で行うもの、疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引はこの限りではない。

(特定取引等に係る義務の履行の免責)

第 7 条 当事務所は、顧客等又は代表者等が特定取引等を行う際に取引時確認に応じないときは、当

該顧客等又は代表者等がこれに応ずるまでの間、当該特定取引等に係る義務の履行を拒むことができる。

(確認記録の作成義務等)

第8条 担当者は、顧客等又は代表者等との間で第4条又は第5条に定める取引時確認を行った場合には、直ちに確認記録を作成し、統括管理者の確認を受けるものとする。

2 確認記録は、特定取引等に係る契約が終了した日その他の主務省令で定める日から、7年間保存しなければならない。

(取引記録等の作成義務等)

第9条 担当者は、顧客等との間で、特定業務を行った場合には、少額の取引(200万円以下)を除き、直ちに取引記録等を作成し、統括管理者の確認を受けるものとする。

2 取引記録等は、当該取引が行われた日から、7年間保存しなければならない。

(疑わしい取引の届出等)

第10条 統括管理者は、顧客等との間で、特定受任行為の代理等を行った場合には、当該特定受任行為の代理等において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあるかどうか、又は顧客等が当該特定受任行為の代理等に関し、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」第10条の罪若しくは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」第6条の罪に当たる行為を行っている疑いがあるかどうかを判断し、これらの疑いがあると認められる場合においては、速やかに行政庁に届出なければならない。

2 前項で定める届出は、公認会計士法第27条(同法第16条の2第6項において準用する場合を含む。)により、顧客等の守秘義務に抵触する場合はこの限りではない。

(依頼を受けた後の適切な対応)

第11条 当事務所は、顧客等から業務の依頼を受けた後に、その依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるものであることを知ったときは、依頼を辞退しなければならない。

(取引時確認事項を最新に保つための措置)

第12条 当事務所は、取引時に確認した事項を最新の内容に保つための措置を講じなければならない。

(教育訓練等の実施)

第13条 当事務所は、統括管理者の統括の下で、法で定める措置を的確に実施できるようにするため、構成員に対し、マネー・ローンダリングのリスクがあるか否かを認識するための具体的な注意点や対応要領に関する教育訓練を定期的実施するものとする。

附 則

本規程は、 年 月 日から施行する。

Ⅲ 犯罪収益移転防止法に基づく確認記録の様式例

1. 【様式A】顧客本人一個人一対面・非対面取引用

番 号	
-----	--

【様式A-1】

確認記録の様式（顧客本人一個人一対面取引）

顧客本人に代わって、代理人等が取引等の任に当たっている場合には、顧客本人の確認に加えて、様式C（代表者等（代理人）関係）による当該代理人等の確認が必要となります。

取引時確認等実施日	年 月 日		
取引時確認を行った者		確認記録を作成した者	
顧客番号等			
取引時確認を行った取引の種類	<input type="checkbox"/>	宅地又は建物の売買に関する行為又は手続の代理又は代行	
	<input type="checkbox"/>	会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続の代理又は代行	
	<input type="checkbox"/>	現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分の代理又は代行	
関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項（注）			

（注）「関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項」欄は、本取引又は本取引に関連する他の取引の際に行われた取引時確認時に、相手方が顧客等・代表者等になりすましていた疑いがある場合又は取引時確認に係る事項を顧客等若しくは代表者等が偽っていた疑いがある場合に記入してください。

1. 本人特定事項

（フリガナ） 氏 名		生年月日	年 月 日
住 居			
自己の氏名・名称と異なる名義（いわゆる通称）を用いる場合	（通称）		
	（その理由）		

2. 本人特定事項を確認した書類

(1)～(3)のいずれかの方法により確認

(1) 本人確認書類 1点により確認

原本の提示	年 月 日	時 分
-------	-------	-----

ア. 顧客が自然人である場合（イ. 又はウ. の外国人を除く。）

①～⑥（写真付き本人確認書類（写し不可））のうちいずれか 1点により確認

① 運転免許証・運転経歴証明書	□	名 称： 発 行 者： 記号番号：
② 在留カード・特別永住者証明書	□	名 称： 発 行 者： 記号番号：
③ マイナンバーカード	□	名 称： 発 行 者： 有効期間：
④ 旅券・乗員手帳、船舶観光上陸許可書	□	名 称： 発 行 者： 記号番号： ※住所記入欄のない旅券等の本人確認書類については、【記録用】「写真のない本人確認書類の提示を受けた場合・本人確認書類に現在の住居の記載がない場合に採用した確認手続（取引関係文書手続を除く。）」により、住所を確認・記録してください。
⑤ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳	□	名 称： 発 行 者： 記号番号：
⑥ その他官公庁から発行又は発給された書類等（氏名、住居及び生年月日の記載並びに写真の貼付のあるもの）（注） （注）当該書類が複数ある場合に代表者等から当該書類の提示を受けた際には、本人確認書類に記載されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付が必要となります。	□	名 称： 発 行 者： 記号番号：

イ. 顧客が本邦内に住居を有しない短期在留者（観光者等）であって、旅券等の記載によって当該外国人の属する国における住居を確認することができない場合（一定の取引を行う場合に限り、（注））

（注）一定の取引を行う場合とは、外貨両替、宝石・貴金属等の売買（宝石・貴金属等の引渡しと同時にその代金の全額を受領するものに限ります。）等を指します。したがって、公認会計士等の特定取引はこの確認のみでは実施できません。

旅券・乗員手帳、船舶観光上陸許可書	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号：
-------------------	--------------------------	-------------------------

ウ. 顧客が本邦に在留していない外国人の場合

上記ア. のほか、日本国政府の承認した外国政府又は国際機関の発行した書類等であって、氏名、住居及び生年月日の記載があるもの	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号：
---	--------------------------	-------------------------

(2) 顔写真なし書類①～③（いずれも写し不可）のうちいずれか1点に加えて、顔写真なし書類④～⑥（ただし、⑤は写し不可）又は取引関係文書の送付⑦のうちいずれか1点の組合せにより確認

顔写真なし書類①～③（いずれも写し不可）から1点		名 称： 発 行 者： 提示を受けた日時： 年 月 日 時 分
顔写真なし書類④～⑥（ただし、⑤は写し不可）又は取引関係文書の送付⑦から1点		名 称： 発 行 者： 提示を受けた日時： 年 月 日 時 分 ※取引関係文書の送付については⑦に送付日を記載

① 各種健康保険証	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 交付年月日（※）： ※各種健康保険証（介護保険の被保険者証を除く。）の場合には、交付年月日等を記入してください。
② 国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号（※）： ※国民年金手帳の場合には、「記号番号」欄に年金番号を記入せず、交付年月日等を記入してください。
③ 印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑）	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者：

		記号番号：
<p>④ 本人確認書類に記載されている住居等が現在のものでない時又は住居等の記載がない場合は、以下の本人確認書類を補完する書類の提示を受け、又は当該書類若しくはその写しの送付を受ける。</p> <p>国税又は地方税の領収証書又は納税証明書、社会保険料の領収証書、公共料金の領収証書等 (発行日が6か月以内)</p>	<input type="checkbox"/>	<p>名 称：</p> <p>発 行 者：</p> <p>記号番号：</p>
<p>⑤ 上記①～③で提示を受けた本人確認書類以外の以下を含む本人確認書類の提示を受ける方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑以外） ・戸籍の附票の写し ・住民票の写し又は記載事項証明書 ・外国政府又は国際機関が発行した書類等（氏名、住居及び生年月日の記載のあるもの） ・その他官公庁から発行又は発給された書類等（氏名、住居及び生年月日の記載のあるもの）（注） <p>（注）当該書類が複数ある場合は、代表者等からの提示に限ります。</p>	<input type="checkbox"/>	<p>名 称：</p> <p>発 行 者：</p> <p>記号番号：</p>
<p>⑥ 上記①～③で提示を受けた本人確認書類以外の以下を含む本人確認書類又はその写しの送付を受ける方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記2. (1)ア. ①～⑥に記載の本人確認書類 ・印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑以外） ・戸籍の附票の写し ・住民票の写し又は記載事項証明書 	<input type="checkbox"/>	<p>名 称：</p> <p>発 行 者：</p> <p>記号番号：</p>
<p>⑦ ①～③に記載の住所に、取引関係文書を書留郵便等を利用し、転送不要郵便物等として送付</p>	<input type="checkbox"/>	<p>(送付日)</p> <p>年 月 日</p>

(3) ①～④のうちいずれか1点の確認に加えて、取引関係文書を転送不要郵便物等で送付

原本又は写しの提示	年 月 日	時 分
-----------	-------	-----

① 印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑以外）	□	名 称： 発 行 者： 記号番号：
② 戸籍の附票の写し	□	名 称： 発 行 者： 記号番号：
③ 住民票の写し又は記載事項証明書	□	名 称： 発 行 者： 記号番号：
④ その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真なしの場合で、氏名、住居及び生年月日の記載のあるもの）	□	名 称： 発 行 者： 記号番号：

本人確認書類に記載の住所に、取引関係文書を書留郵便等を利用し、転送不要郵便物等として送付	□	(送付日) 年 月 日
--	---	----------------

【記録用】写真のない本人確認書類の提示を受けた場合・本人確認書類に現在の住居の記載がない場合に採用した確認手続（取引関係文書手続を除く。）

写真のない本人確認書類の提示を受けた場合、本人確認書類に現在の住居の記載がない場合において、他の本人確認書類若しくは本人確認書類を補完する書類の提示を受け、又は当該書類若しくはその写しの送付を受けることにより本人特定事項の確認を実施した場合、その内容を記載してください。	□
---	---

提示を受けた年月日・時刻	年 月 日 時 分
送付を受けた年月日	年 月 日
提示・送付を受けた書類	
① 他の本人確認書類	□
② 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書	□
③ 社会保険料の領収証書	□
④ 公共料金の領収証書	□

3. 取引を行う目的

--

4. 職業

--

5. ハイリスク取引の場合の追加確認事項

ハイリスク取引（※1）の場合は、上記2.の確認に加えて、追加で別の確認書類による本人確認も必要となります。

ハイリスク取引に該当	<input type="checkbox"/>	
追加で本人特定事項を確認した書類	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号： 確 認 日：
資産及び収入の状況の確認方法及び確認した書類（※200万円を超える財産の移転を伴うハイリスク取引を行う場合）	<input type="checkbox"/>	確認方法： 確 認 日： 名 称： 発 行 者： 記号番号：

※1 ハイリスク取引とは、法第4条第2項各号に規定する以下の取引をいいます。

- ・ なりすましの疑いがある取引又は本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引
- ・ マネー・ローンダリング対策が不十分であると認められる特定国等（イラン・北朝鮮）に居住・所在している顧客等との取引
- ・ 外国PEPs（Politically Exposed Persons：重要な公的地位にある者）との取引

顧客が外国PEPs（※2）に該当	<input type="checkbox"/>
顧客が外国PEPsに該当すると認めた理由	

※2 外国PEPsとは、令第12条第3項各号に規定する以下の者を指します。

- ・ 外国の元首及び外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める者として主務省令で定める者並びにこれらの者であった者

- 上記の者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。）
- 法人であって、上記の者がその事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者であるもの

【様式A-2】

確認記録の様式（顧客本人—個人—非対面取引）

顧客本人に代わって、代理人等が取引等の任に当たっている場合には、顧客本人の確認に加えて、様式C（代表者等（代理人）関係）による当該代理人等の確認が必要となります。

取引時確認等実施日	年 月 日	
取引時確認を行った者		確認記録を作成した者
取引時確認を行った取引の種類	<input type="checkbox"/>	宅地又は建物の売買に関する行為又は手続の代理又は代行
	<input type="checkbox"/>	会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続の代理又は代行
	<input type="checkbox"/>	現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分の代理又は代行
関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項（注）		

（注）「関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項」欄は、本取引又は本取引に関連する他の取引の際に行われた取引時確認時に、相手方が顧客等・代表者等になりすましていた疑いがある場合又は取引時確認に係る事項を顧客等若しくは代表者等が偽っていた疑いがある場合に記入してください。

1. 本人特定事項

(フリガナ) 氏名		生年月日	年 月 日
住居			
自己の氏名・名称と異なる名義（いわゆる通称）を用いる場合	（通称）		
	（その理由）		

2. 本人特定事項を確認した書類

(1)～(4)のいずれかの方法により確認

(1) 本人確認書類の確認に加えて、取引関係文書を転送不要郵便物等で送付

(注) なお、ア. ①～⑫及びイ. (いずれも住所記載のあるもの) の本人確認書類に組み込まれた IC チップ情報を受信した場合も当該情報に記載された住所に取引関係文書を転送不要郵便物等として送付する必要があります。

原本又は写しの送付を受けた日 (IC チップ情報の送信を受けた日)	年 月 日
-----------------------------------	-------

ア. 顧客が自然人である場合 (イ. の外国人を除く。)

①～⑫のうちいずれか 1 点の原本、①～⑫ (住所記載のあるもの) のうちいずれか 2 点の写し、又は①～⑫のうちいずれか 1 点の写し及び⑬ (住所記載のあるもの) のうちいずれか 1 点 (①～⑫に住所記載がない場合は 2 点) の原本又は写しの確認

① 運転免許証・運転経歴証明書	□	名 称： 発 行 者： 記号番号：
② 在留カード・特別永住者証明書	□	名 称： 発 行 者： 記号番号：
③ マイナンバーカード	□	名 称： 発 行 者： 有効期間：
④ 旅券・乗員手帳、船舶観光上陸許可書	□	名 称： 発 行 者： 記号番号 (※)： ※住所記入欄のない旅券等の本人確認書類については、本人確認書類を補完する書類である⑬ (住所記載のあるもの) のうちいずれか 2 点が必要です。
⑤ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳	□	名 称： 発 行 者： 記号番号：
⑥ その他官公庁から発行又は発給された書類等 (氏名、住居及び生年月日の記載のあるもの)	□	名 称： 発 行 者： 記号番号：
⑦ 各種健康保険証	□	名 称： 発 行 者： 交付年月日 (※)： ※各種健康保険証 (介護保険の被保険者証を除く。) の場合には、交付年月日等を記入してください。

<p>⑧ 国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳</p>	<input type="checkbox"/>	<p>名 称： 発 行 者： 記号番号（※）： ※国民年金手帳の場合には、「記号番号」欄に年金番号を記入せず、交付年月日等を記入してください。</p>
<p>⑨ 印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑）</p>	<input type="checkbox"/>	<p>名 称： 発 行 者： 記号番号：</p>
<p>⑩ 印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑以外）</p>	<input type="checkbox"/>	<p>名 称： 発 行 者： 記号番号：</p>
<p>⑪ 戸籍の附票の写し</p>	<input type="checkbox"/>	<p>名 称： 発 行 者： 記号番号：</p>
<p>⑫ 住民票の写し又は記載事項証明書</p>	<input type="checkbox"/>	<p>名 称： 発 行 者： 記号番号：</p>
<p>⑬ （本人確認書類に記載されている住居等が現在のものでない時又は住居等の記載がない時） 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書、社会保険料の領収証書、公共料金の領収証書等（発行日が6か月以内）</p>	<input type="checkbox"/>	<p>名 称： 発 行 者： 記号番号：</p>

イ. 顧客が本邦に在留していない外国人の場合

<p>上記ア. ①～⑫又は日本国政府の承認した外国政府又は国際機関の発行した書類等であって、氏名及び住居の記載があるもの</p>	<input type="checkbox"/>	<p>名 称： 発 行 者： 記号番号：</p>
--	--------------------------	--

<p>上記ア. ①～⑬又はイ. の本人確認書類等に記載の住所に、取引関係文書を書留郵便等を利用し、転送不要郵便物等として送付</p>	<input type="checkbox"/>	<p>(送付日) 年 月 日</p>
--	--------------------------	---------------------------------------

(2) 取引関係文書を本人限定受取郵便（特定事項伝達型）により送付

取引関係文書を本人限定受取郵便（特定事項伝達型）で送付 （(2)は本人確認書類の提示や送付が行われない例外的な確認方法であるため、確実に確認措置がなされる必要があることから、右欄の情報を特定事業者に伝達する措置が取られているものに限る。）	<input type="checkbox"/>	(送付日) 年 月 日
	<input type="checkbox"/>	特定事業者に代わって住居を確認し、写真付き本人確認書類の提示を受け、本人特定事項の確認を行った者の氏名： 本人確認書類の名称及び記号番号等： 本人確認書類の提示を受けた日時： 年 月 日 時 分

(3) 電子証明書及び電子署名が行われた特定取引等に関する情報の受信

電子署名法又は公的個人認証法の規定に基づく電子証明書（氏名、住居及び生年月日の記録のあるもの）及び電子証明書により確認される電子署名が行われた特定取引等に関する情報の受信（※）	<input type="checkbox"/>	(受信日) 年 月 日
--	--------------------------	----------------

※ 当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証明するに足りる電磁的記録を添付

(4) 本人確認用画像情報の受信

当方が提供するソフトウェアを使用して作成された本人確認用画像情報（当該ソフトウェアにより撮影された顧客等の容姿及び写真付き本人確認書類）を受信した場合	<input type="checkbox"/>	(受信日) 年 月 日
当方が提供するソフトウェアを使用して作成された本人確認用画像情報（当該ソフトウェアにより撮影された顧客等の容姿）の受信及び写真付き本人確認書類に組み込まれた IC チップ情報を受信した場合	<input type="checkbox"/>	(受信日) 年 月 日
当方が提供するソフトウェアを使用して作成された本人確認用画像情報（当該ソフトウェアにより撮影された本人確認書類（ア. ①～⑨（ただし、⑥は顔写真が貼付されているものに限る。）のうち一を限り発行されたもの）を受信するとともに、当該本人確認用画像情報に記載の住所に、取引関係文書を書留郵便等を利用し、転送不要郵便物等として送付	<input type="checkbox"/>	(送信日) 年 月 日

3. 取引を行う目的

--

4. 職業

--

5. ハイリスク取引の場合の追加確認事項

ハイリスク取引（※1）の場合は、上記2. の確認に加えて、追加で別の確認書類による本人確認も必要となります。

ハイリスク取引に該当	<input type="checkbox"/>	
追加で本人特定事項を確認した書類	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号： 確 認 日：
資産及び収入の状況の確認方法及び確認した書類（※200万円を超える財産の移転を伴うハイリスク取引を行う場合）	<input type="checkbox"/>	確認方法： 確 認 日： 名 称： 発 行 者： 記号番号：

※1 ハイリスク取引とは、法第4条第2項各号に規定する以下の取引をいいます。

- ・ なりすましの疑いがある取引又は本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引
- ・ マネー・ローンダリング対策が不十分であると認められる特定国等（イラン・北朝鮮）に居住・所在している顧客等との取引
- ・ 外国PEPs（Politically Exposed Persons：重要な公的地位にある者）との取引

顧客が外国PEPs（※2）に該当	<input type="checkbox"/>	
顧客が外国PEPsに該当すると認めた理由		

※2 外国PEPsとは、令第12条第3項各号に規定する以下の者を指します。

- ・ 外国の元首及び外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占め

る者として主務省令で定める者並びにこれらの者であった者

- 上記の者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。）
- 法人であって、上記の者がその事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者であるもの

2. 【様式B】顧客本人—法人—対面・非対面取引用

番 号	
-----	--

【様式B-1】

確認記録の様式（顧客本人—法人—対面取引）

本様式（様式B）による法人の本人確認に加えて、様式C（代表者等（代理人）関係）による、代表者や取引等の任に当たっている者の本人確認が必要となります。

取引時確認等実施日	年 月 日		
取引時確認を行った者		確認記録を作成した者	
顧客番号等			
取引時確認を行った取引の種類	<input type="checkbox"/>	宅地又は建物の売買に関する行為又は手続の代理又は代行	
	<input type="checkbox"/>	会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続の代理又は代行	
	<input type="checkbox"/>	現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分の代理又は代行	
関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項（注）			

（注）「関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項」欄は、本取引又は本取引に関連する他の取引の際に行われた取引時確認時に、相手方が顧客等・代表者等になりすましていた疑いがある場合又は取引時確認に係る事項を顧客等若しくは代表者等が偽っていた疑いがある場合に記入してください。

1. 本人特定事項

（フリガナ） 名 称			
本店又は主たる事務所の所在地			

2. 本人特定事項を確認した書類

ア. 顧客が国内法人である場合（イ. の外国法人を除く。）

①～④のうちいずれか1点により確認

原本の提示、登記情報の送信、公表事項の確認	年 月 日	時 分
-----------------------	-------	-----

① 登記事項証明書	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号：
② 印鑑登録証明書（名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるもの）	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号：
③ その他官公庁から発行又は発給された書類等（名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるもの）	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号：
④ 「登記情報提供サービス」（一般財団法人民事法務協会運営）又は「法人番号公表サイト」（国税庁運営）による登記情報の確認	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号：

イ. 顧客が外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合

上記ア. ①～③のほか、日本国政府の承認した外国政府又は国際機関の発行した書類等であって、名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号：
---	--------------------------	-------------------------

3. 取引を行う目的

4. 事業の内容

事業の内容を確認した方法及び書類

事業の内容を確認した方法及び確認日	確認方法： 確認日：
事業の内容を確認した書類	名称： 発行者： 記号番号： 確認日：
① 定款	<input type="checkbox"/> 名称： 発行者： 記号番号：
② その他法令により法人が作成する書類	<input type="checkbox"/> 名称： 発行者： 記号番号：
③ 登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 名称： 発行者： 記号番号：
④ その他官公庁から発行又は発給された書類等	<input type="checkbox"/> 名称： 発行者： 記号番号：

5. 実質的支配者

(フリガナ) 名称	
住居	
生年月日	年 月 日
顧客との関係	
上記の事項を確認した方法及び確認日	確認方法： 確認日：

6. ハイリスク取引の場合の追加確認事項

ハイリスク取引（※1）の場合は、上記2. の確認に加えて、追加で下表に掲げる内容の確認も必要となります。

ハイリスク取引に該当	<input type="checkbox"/>	
追加で本人特定事項を確認した書類	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号： 確 認 日：
実質的支配者と顧客との関係を確認した書類	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号： 確 認 日：
資産及び収入の状況の確認方法及び確認した書類（※200万円を超える財産の移転を伴うハイリスク取引を行う場合）	<input type="checkbox"/>	確認方法： 確 認 日：
		名 称： 発 行 者： 記号番号：

※1 ハイリスク取引とは、法第4条第2項各号に規定する以下の取引をいいます。

- ・ なりすましの疑いがある取引又は本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引
- ・ マネー・ローンダリング対策が不十分であると認められる特定国等（イラン・北朝鮮）に居住・所在している顧客等との取引
- ・ 外国 PEPs（Politically Exposed Persons：重要な公的地位にある者）との取引

顧客の実質的支配者が外国 PEPs（※2）に該当	<input type="checkbox"/>	
顧客の実質的支配者が外国 PEPs に該当すると認められた理由		

※2 外国 PEPs とは、令第12条第3項各号に規定する以下の者を指します。

- ・ 外国の元首及び外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める者として主務省令で定める者並びにこれらの者であった者
- ・ 上記の者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。）
- ・ 法人であって、上記の者がその事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者であるもの

【様式B-2】

確認記録の様式（顧客本人－法人－非対面取引）

本様式（様式B）による法人の本人確認に加えて、様式C（代表者等（代理人）関係）による、代表者や取引等の任に当たっている者の本人確認が必要となります。

取引時確認等実施日	年 月 日	
取引時確認を行った者		確認記録を作成した者
顧客番号等		
取引時確認を行った取引の種類	<input type="checkbox"/>	宅地又は建物の売買に関する行為又は手続の代理又は代行
	<input type="checkbox"/>	会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続の代理又は代行
	<input type="checkbox"/>	現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分の代理又は代行
関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項（注）		

（注）「関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項」欄は、本取引又は本取引に関連する他の取引の際に行われた取引時確認時に、相手方が顧客等・代表者等になりすましていた疑いがある場合又は取引時確認に係る事項を顧客等若しくは代表者等が偽っていた疑いがある場合に記入してください。

1. 本人特定事項

(フリガナ) 名 称	
本店又は主たる事務所の所在地	

2. 本人特定事項を確認した書類

(1)～(2)のいずれかの方法により確認

(1) 本人確認書類1点の確認に加えて、取引関係文書を転送不要郵便物等で送付

原本又は写しの送付、登記情報の送信を受けた日又は公表情報の確認をした日	年 月 日
-------------------------------------	-------

ア. 顧客が国内法人である場合（イ. の外国法人を除く。）

①～④のうちいずれか1点による確認（原本又は写しを添付）に加えて、取引関係文書を転送不要郵便物等で送付

① 登記事項証明書	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号：
② 印鑑登録証明書（名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるもの）	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号：
③ その他官公庁から発行又は発給された書類等（名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるもの）	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号：
④ 「登記情報提供サービス」（一般財団法人民事法務協会運営）又は「法人番号公表サイト」（国税庁運営）による登記情報の確認	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号：

イ. 顧客が外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合

上記ア. ①～③のほか、日本国政府の承認した外国政府又は国際機関の発行した書類等であって、名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号：
---	--------------------------	-------------------------

上記ア. ①～④又はイ. の本人確認書類に記載の住所に、取引関係文書を書留郵便等を利用し、転送不要郵便物等として送付	<input type="checkbox"/>	(送付日) 年 月 日
--	--------------------------	--------------------

ウ. 本人確認書類上の住所と異なる営業所へ取引関係文書を送付又は訪問して交付する場合（本人確認書類に記載された本店等以外の営業所等に取引関係文書を送付し、又は当該営業所を訪問して取引関係文書を交付する場合）

原本又は写しの送付を受けた日	年 月 日
送付又は訪問して交付した日	年 月 日

① 登記事項証明書	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号：
-----------	--------------------------	-------------------------

② 印鑑登録証明書（名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるもの）	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号：
③ その他官公庁から発行又は発給された書類等（名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるもの）	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号：
④ 外国政府又は国際機関が発行した書類等（名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるもの）	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号：
⑤ 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書（発行日が6か月以内）	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号：
⑥ 社会保険料の領収証書（発行日が6か月以内）	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号：
⑦ 公共料金の領収証書（発行日が6か月以内）	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号：
⑧ その他官公庁から発行又は発給された書類等	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号：
⑨ 外国政府又は国際機関が発行した書類等	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号：

(2) 電子証明書及び電子署名が行われた特定取引等に関する情報の受信

商業登記法に基づき登記官が作成した電子証明書及び電子証明書により確認される電子署名が行われた特定取引等に関する情報の受信（※）	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

※ 当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証明するに足りる電磁的記録を添付

3. 取引を行う目的

--

4. 事業の内容

--

事業の内容を確認した方法及び書類

事業の内容を確認した方法及び確認日	確認方法： 確認日：
事業の内容を確認した書類	名 称： 発 行 者： 記号番号： 確 認 日：
① 定款	<input type="checkbox"/> 名 称： 発 行 者： 記号番号：
② その他法令により法人が作成する書類	<input type="checkbox"/> 名 称： 発 行 者： 記号番号：
③ 登記事項証明書	<input type="checkbox"/> 名 称： 発 行 者： 記号番号：
④ その他官公庁から発行又は発給された書類等	<input type="checkbox"/> 名 称： 発 行 者： 記号番号：

5. 実質的支配者

(フリガナ) 名 称	
住居	
生年月日	年 月 日
顧客との関係	
上記の事項を確認した方法及び確認日	確認方法： 確認日：

6. ハイリスク取引の場合の追加確認事項

ハイリスク取引（※1）の場合は、上記2.の確認に加えて、追加で下表に掲げる内容の確認も必要となります。

ハイリスク取引に該当	<input type="checkbox"/>	
追加で本人特定事項を確認した書類	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号： 確 認 日：
実質的支配者と顧客との関係を確認した書類	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号： 確 認 日：
資産及び収入の状況の確認方法及び確認した書類（※200万円を超える財産の移転を伴うハイリスク取引を行う場合）	<input type="checkbox"/>	確認方法： 確 認 日：
		名 称： 発 行 者： 記号番号：

※1 ハイリスク取引とは、法第4条第2項各号に規定する以下の取引をいいます。

- ・ なりすましの疑いがある取引又は本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引
- ・ マネー・ローンダリング対策が不十分であると認められる特定国等（イラン・北朝鮮）に居住・所在している顧客等との取引
- ・ 外国 PEPs（Politically Exposed Persons：重要な公的地位にある者）との取引

顧客の実質的支配者が外国 PEPs（※2）に該当	<input type="checkbox"/>	
顧客の実質的支配者が外国 PEPs に該当すると認められた理由		

※2 外国 PEPs とは、令第12条第3項各号に規定する以下の者を指します。

- ・ 外国の元首及び外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める者として主務省令で定める者並びにこれらの者であった者
- ・ 上記の者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。）
- ・ 法人であって、上記の者がその事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者であるもの

3. 【様式C】代表者等（代理人）関係一対面・非対面取引用

番 号	
-----	--

【様式C-1】

確認記録の様式（代表者等（代理人）関係一対面取引）

「様式A 顧客本人—個人」に代わって取引等の任に当たっている代理人や取引担当者等、及び「様式B 顧客本人—法人」の代表者や取引等の任に当たっている者の本人確認の際には、本様式を用いてください。

なお、代表者等の本人特定事項を確認するに当たり、前提として、代表者等が委任状を有していること、電話により代表者等が顧客等のために取引の任に当たっていることが確認できることなどの当該代表者等が顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められる事由が必要となります（社員証の保有、役員登記（代表権限ありを除く。）は認められる事由とならないことにご留意ください。）。

取引時確認等実施日	年 月 日		
取引時確認を行った者			確認記録を作成した者
取引時確認を行った取引の種類	<input type="checkbox"/>	宅地又は建物の売買に関する行為又は手続の代理又は代行	
	<input type="checkbox"/>	会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続の代理又は代行	
	<input type="checkbox"/>	現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分の代理又は代行	
関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項（注）			

（注）「関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項」欄は、本取引又は本取引に関連する他の取引の際に行われた取引時確認時に、相手方が顧客等・代表者等になりすましていた疑いがある場合又は取引時確認に係る事項を顧客等若しくは代表者等が偽っていた疑いがある場合に記入してください。

1. 代表者等の本人特定事項

（フリガナ） 氏 名		生年月日	年 月 日
住 居			
顧客との関係			

顧客のために取引の任に当たっていると認めた理由	
-------------------------	--

2. 代表者等の本人特定事項を確認した書類

(1)～(3)のいずれかの方法により確認

(1) 本人確認書類1点により確認

原本の提示	年 月 日	時 分
-------	-------	-----

ア. 代表者等が自然人である場合（イ. 又はウ. の外国人を除く。）

①～⑥（写真付き本人確認書類（写し不可））のうちいずれか1点により確認

① 運転免許証・運転経歴証明書	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号：
② 在留カード・特別永住者証明書	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号：
③ マイナンバーカード	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 有効期間：
④ 旅券・乗員手帳、船舶観光上陸許可書	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号： ※住所記入欄のない旅券等の本人確認書類については、【記録用】「写真のない本人確認書類の提示を受けた場合・本人確認書類に現在の住居の記載がない場合に採用した確認手続（取引関係文書手続を除く。）」により、住所を確認・記録してください。
⑤ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号：
⑥ その他官公庁から発行又は発給された書類等（氏名、住居及び生年月日の記載並びに写真の貼付のあるもの）（注） （注）当該書類が複数ある場合に代表者等から当該書類の提示を受けた際には、本人確認書類に記載されている顧客等の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付が必要となります。	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号：

イ. 代表者等が本邦内に住居を有しない短期在留者（観光者等）であって、旅券等の記載によって当該外国人の属する国における住居を確認することができない場合（一定の取引を行う場合に限りません。（注））

（注）一定の取引を行う場合とは、外貨両替、宝石・貴金属等の売買（宝石・貴金属等の引渡しと同時にその代金の全額を受領するものに限ります。）等を指します。したがって、公認会計士等の特定取引はこの確認のみでは実施できません。

旅券・乗員手帳、船舶観光上陸許可書	□	名 称： 発 行 者： 記号番号：
-------------------	---	-------------------------

ウ. 代表者等が本邦に在留していない外国人の場合

上記ア. のほか、日本国政府の承認した外国政府又は国際機関の発行した書類等であって、氏名、住居及び生年月日の記載があるもの	□	名 称： 発 行 者： 記号番号：
---	---	-------------------------

(2) 顔写真なし書類①～③（いずれも写し不可）のうちいずれか1点に加えて、顔写真なし書類④～⑥（ただし、⑤は写し不可）又は取引関係文書の送付⑦のうちいずれか1点の組合せにより確認

顔写真なし書類①～③（いずれも写し不可）から1点	名 称： 発 行 者： 提示を受けた日時： 年 月 日 時 分
顔写真なし書類④～⑥（ただし、⑤は写し不可）又は取引関係文書の送付⑦から1点	名 称： 発 行 者： 提示を受けた日時： 年 月 日 時 分 ※取引関係文書の送付については⑦に送付日を記載

① 各種健康保険証	□	名 称： 発 行 者： 交付年月日（※）： ※各種健康保険証（介護保険の被保険者証を除く。）の場合には、交付年月日等を記入してください。
② 国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳	□	名 称： 発 行 者： 記号番号（※）： ※国民年金手帳の場合には、「記号番号」欄に年金番号を記入せず、交付年月日等を記入してください。
③ 印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑）	□	名 称： 発 行 者： 記号番号：
④ 本人確認書類に記載されている住居等が現在のものでない時又は住居等の記載がな	□	名 称： 発 行 者：

<p>い場合は、以下の本人確認書類を補完する書類の提示を受け、又は当該書類若しくはその写しの送付を受ける。</p> <p>国税又は地方税の領収証書又は納税証明書、社会保険料の領収証書、公共料金の領収証書等 (発行日が6か月以内)</p>		<p>記号番号：</p>
<p>⑤ 上記①～③で提示を受けた本人確認書類以外の以下を含む本人確認書類の提示を受ける方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑以外） ・戸籍の附票の写し ・住民票の写し又は記載事項証明書 ・外国政府又は国際機関が発行した書類等（氏名、住居及び生年月日の記載のあるもの） ・その他官公庁から発行又は発給された書類等（氏名、住居及び生年月日の記載のあるもの）（注） <p>（注）当該書類が複数ある場合は、代表者等からの提示に限ります。</p>	<input type="checkbox"/>	<p>名 称：</p> <p>発 行 者：</p> <p>記号番号：</p>
<p>⑥ 上記①～③で提示を受けた本人確認書類以外の以下を含む本人確認書類又はその写しの送付を受ける方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記2. (1)ア. ①～⑥に記載の本人確認書類 ・印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑以外） ・戸籍の附票の写し ・住民票の写し又は記載事項証明書 	<input type="checkbox"/>	<p>名 称：</p> <p>発 行 者：</p> <p>記号番号：</p>
<p>⑦ ①～③に記載の住所に、取引関係文書を書留郵便等を利用し、転送不要郵便物等として送付</p>	<input type="checkbox"/>	<p>(送付日)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>

(3) ①～④のうちいずれか1点の確認に加えて、取引関係文書を転送不要郵便物等で送付

原本又は写しの提示	年 月 日	時 分
-----------	-------	-----

① 印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑以外）	□	名 称： 発 行 者： 記号番号：
② 戸籍の附票の写し	□	名 称： 発 行 者： 記号番号：
③ 住民票の写し又は記載事項証明書	□	名 称： 発 行 者： 記号番号：
④ その他官公庁から発行又は発給された書類等（写真なしの場合で、氏名、住居及び生年月日の記載のあるもの）	□	名 称： 発 行 者： 記号番号：

本人確認書類に記載の住所に、取引関係文書を書留郵便等を利用し、転送不要郵便物等として送付	□	(送付日) 年 月 日
--	---	--------------------

【記録用】写真のない本人確認書類の提示を受けた場合・本人確認書類に現在の住居の記載がない場合に採用した確認手続（取引関係文書手続を除く。）

写真のない本人確認書類の提示を受けた場合、本人確認書類に現在の住居の記載がない場合において、他の本人確認書類若しくは本人確認書類を補完する書類の提示を受け、又は当該書類若しくはその写しの送付を受けることにより本人特定事項の確認を実施した場合、その内容を記載してください。	□
---	---

提示を受けた年月日・時刻	年 月 日 時 分
送付を受けた年月日	年 月 日
提示・送付を受けた書類	
① 他の本人確認書類	□
② 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書	□
③ 社会保険料の領収証書	□
④ 公共料金の領収証書	□

3. ハイリスク取引の場合の追加確認事項

ハイリスク取引（※）の場合は、上記2. の確認に加えて、追加で別の確認書類による本人確認も必要となります。

ハイリスク取引に該当	<input type="checkbox"/>	
追加で本人特定事項を確認した書類	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号： 確 認 日：

※ ハイリスク取引とは、法第4条第2項各号に規定する以下の取引をいいます。

- ・ なりすましの疑いがある取引又は本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引
- ・ マネー・ローンダリング対策が不十分であると認められる特定国等（イラン・北朝鮮）に居住・所在している顧客等との取引
- ・ 外国 PEPs（Politically Exposed Persons：重要な公的地位にある者）との取引

【様式C-2】

確認記録の様式（代表者等（代理人）関係—非対面取引）

「様式A 顧客本人—個人」に代わって取引等の任に当たっている代理人や取引担当者等、及び「様式B 顧客本人—法人」の代表者や取引等の任に当たっている者の本人確認の際には、本様式を用いてください。

なお、代表者等の本人特定事項を確認するに当たり、前提として、代表者等が委任状を有していること、電話により代表者等が顧客等のために取引の任に当たっていることが確認できることなどの当該代表者等が顧客等のために特定取引等の任に当たっていると認められる事由が必要となります（社員証の保有、役員登記（代表権限ありを除く。）は認められる事由とならないことにご留意ください。）。

取引時確認等実施日	年 月 日	
取引時確認を行った者		確認記録を作成した者
取引時確認を行った取引の種類	<input type="checkbox"/>	宅地又は建物の売買に関する行為又は手続の代理又は代行
	<input type="checkbox"/>	会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続の代理又は代行
	<input type="checkbox"/>	現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分の代理又は代行
関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項（注）		

（注）「関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項」欄は、本取引又は本取引に関連する他の取引の際に行われた取引時確認時に、相手方が顧客等・代表者等になりすましていた疑いがある場合又は取引時確認に係る事項を顧客等若しくは代表者等が偽っていた疑いがある場合に記入してください。

1. 代表者等の本人特定事項

(フリガナ) 氏名		生年月日	年 月 日
住居			
顧客との関係			
顧客のために取引の任に当たっていると認めた理由			

2. 代表者等の本人特定事項を確認した書類

(1)～(4)のいずれかの方法により確認

(1) 本人確認書類の確認に加えて、取引関係文書を転送不要郵便物等で送付

(ただし、法人である顧客等との取引を行う際には、①～⑫のうちいずれか1点（住所記載がない場合には、①～⑫のうちいずれか1点及び⑬（住所記載のあるもの）として示したもののうちいずれか1点）の確認（原本又は写しを添付）に加えて、取引関係文書を転送不要郵便物等で送付することも可）

(注) なお、ア. ①～⑫及びイ.（いずれも住所記載のあるもの）の本人確認書類に組み込まれたICチップ情報を受信した場合も当該情報に記載された住所に取引関係文書を転送不要郵便物等として送付する必要があります。

原本又は写しの送付を受けた日（ICチップ情報の送信を受けた日）	年 月 日
---------------------------------	-------

ア. 代表者等が自然人である場合（イ. の外国人を除く。）

①～⑫のうちいずれか1点の原本、①～⑫（住所記載のあるもの）のうちいずれか2点の写し、又は①～⑫のうちいずれか1点の写し及び⑬（住所記載のあるもの）のうちいずれか1点（①～⑫に住所記載がない場合は2点）の原本又は写しの確認

① 運転免許証・運転経歴証明書	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号：
② 在留カード・特別永住者証明書	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号：
③ マイナンバーカード	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 有効期間：
④ 旅券・乗員手帳、船舶観光上陸許可書	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号（※）： ※住所記入欄のない旅券等の本人確認書類については、本人確認書類を補完する書類である⑬（住所記載のあるもの）のうちいずれか2点が必要です。
⑤ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号：
⑥ その他官公庁から発行又は発給された書類等（氏名、住居及び生年月日の記載のあるもの）	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号：

⑦ 各種健康保険証	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 交付年月日（※）： ※各種健康保険証（介護保険の被保険者証を除く。） の場合には、交付年月日等を記入してください。
⑧ 国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号（※）： ※国民年金手帳の場合には、「記号番号」欄に年金番号を記入せず、交付年月日等を記入してください。
⑨ 印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑）	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号：
⑩ 印鑑登録証明書（取引申込等書類に押印した印鑑以外）	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号：
⑪ 戸籍の附票の写し	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号：
⑫ 住民票の写し又は記載事項証明書	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号：
⑬ （本人確認書類に記載されている住居等が現在のものでない時又は住居等の記載がない時） 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書、 社会保険料の領収証書、公共料金の領収証書等（発行日が6か月以内）	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号：

イ. 代表者等が本邦に在留していない外国人の場合

上記ア. ①～⑫又は日本国政府の承認した外国政府又は国際機関の発行した書類等であって、氏名及び住居の記載があるもの	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号：
---	--------------------------	-------------------------

上記ア. ①～⑬又はイ. の本人確認書類等に記載の住所に、取引関係文書を書留郵便等を利用し、転送不要郵便物等として送付	<input type="checkbox"/>	(送付日) 年 月 日
---	--------------------------	--------------------

(2) 取引関係文書を本人限定受取郵便（特定事項伝達型）により送付

取引関係文書を本人限定受取郵便（特定事項伝達型）で送付 （(2)は本人確認書類の提示や送付が行われない例外的な確認方法であるため、確実に確認措置がなされる必要があることから、右欄の情報を特定事業者に伝達する措置が取られているものに限る。）		(送付日) 年 月 日
	<input type="checkbox"/>	特定事業者に代わって住居を確認し、写真付き本人確認書類の提示を受け、本人特定事項の確認を行った者の氏名： 本人確認書類の名称及び記号番号等： 本人確認書類の提示を受けた日時： 年 月 日 時 分

(3) 電子証明書及び電子署名が行われた特定取引等に関する情報の受信

電子署名法又は公的個人認証法の規定に基づく電子証明書（氏名、住居及び生年月日の記録のあるもの）及び電子証明書により確認される電子署名が行われた特定取引等に関する情報の受信（※）	<input type="checkbox"/>	(受信日) 年 月 日
--	--------------------------	--------------------

※ 当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証明するに足る電磁的記録を添付

(4) 本人確認用画像情報の受信

当方が提供するソフトウェアを使用して作成された本人確認用画像情報（当該ソフトウェアにより撮影された顧客等の容姿及び写真付き本人確認書類）を受信した場合	<input type="checkbox"/>	(受信日) 年 月 日
当方が提供するソフトウェアを使用して作成された本人確認用画像情報（当該ソフトウェアにより撮影された顧客等の容姿）の受信及び写真付き本人確認書類に組み込まれた IC チップ情報を受信した場合	<input type="checkbox"/>	(受信日) 年 月 日
当方が提供するソフトウェアを使用して作成された本人確認用画像情報（当該ソフトウェアにより撮影された本人確認書類（ア. ①～⑨（ただし、⑥は顔写真が貼付されているものに限る。）のうち一を限り発行されたもの）を受信するとともに、当該本人確認用画像情報に記載の住所に、取引関係文書を書留郵便等を利用し、転送不要郵便物等として送付	<input type="checkbox"/>	(送信日) 年 月 日

3. ハイリスク取引の場合の追加確認事項

ハイリスク取引（※）の場合は、上記2. の確認に加えて、追加で別の確認書類による本人確認も必要となります。

ハイリスク取引に該当	<input type="checkbox"/>	
追加で本人特定事項を確認した書類	<input type="checkbox"/>	名 称： 発 行 者： 記号番号： 確 認 日：

※ ハイリスク取引とは、法第4条第2項各号に規定する以下の取引をいいます。

- ・ なりすましの疑いがある取引又は本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引
- ・ マネー・ローンダリング対策が不十分であると認められる特定国等（イラン・北朝鮮）に居住・所在している顧客等との取引
- ・ 外国 PEPs（Politically Exposed Persons：重要な公的地位にある者）との取引

IV 犯罪収益移転防止法に基づく取引記録等の様式例

番 号	口座番号又はその他の顧客等の確認記録を検索するための事項(※)	取引又は特定受任行為の代理等の日付	取引又は特定受任行為の代理等の種類	取引又は特定受任行為の代理等に係る財産の価額	財産移転を伴う取引又は特定受任行為の代理等にあつては、当該取引又は特定受任行為の代理等及び当該財産移転に係る移転元又は移転先の名義その他の当該財産移転に係る移転元又は移転先を特定するに足りる事項	備 考

※ 確認記録がない場合にあつては、氏名その他の顧客等又は取引若しくは特定受任行為の代理等を特定するに足りる事項を記載してください。
 なお、確認記録の様式の番号を記載又は顧客データベースを作成している場合は、顧客番号から確認記録を検索できるようにして、顧客番号を記載してください。

V 犯罪収益移転防止法に基づく疑わしい取引の届出様式

1. 解説

公認会計士等は、特定受任行為の代理等を行った場合、当該特定受任行為の代理等において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあるかどうか、又は顧客等が当該特定受任行為の代理等に関し組織的犯罪処罰法第10条の罪若しくは麻薬特例法第6条の罪に当たる行為を行っている疑いがあるかどうかを判断し、これらの疑いがあると認められる場合においては、顧客の守秘義務に抵触する場合を除き、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を行政庁に届け出る必要がある。

ここでは、犯罪収益移転防止法施行規則第25条に規定されている届出様式を記載しているので、疑わしい取引に該当すると判断した場合には、速やかに以下の届出様式を利用し、所轄行政庁への届出を行っていただきたい。

2. 疑わしい取引の届出様式（犯罪収益移転防止法施行規則第25条）

犯罪収益移転防止法施行規則第25条において、犯罪収益移転防止法第8条第2項に基づく疑わしい取引の届出を行う場合の様式が規定されているので、そちらをご参照いただきたい。

3. 疑わしい取引の参考事例

金融庁から、公認会計士等が犯罪収益移転防止法第8条第2項に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の事例が2024年4月に公表³された。

ここでは、「疑わしい取引の参考事例」の一部を紹介する。

- 第1 顧客のためにする宅地又は建物の売買に関する行為又は手続についての代理又は代行に関するものの事例
- (1) 多額の現金により、宅地建物を購入する場合（特に、顧客の収入、資産等の属性に見合わない高額な物件を購入する場合）
 - (2) 同一人物が、短期間のうちに多数の宅地又は建物を売買する場合
 - (3) 宅地又は建物の購入後、短期間のうちに当該宅地又は建物を売却する場合
- 第2 顧客のためにする会社の設立又は合併に関する行為又は手続等についての代理又は代行に関するものの事例
- (1) 具体的な活動の見通しが法人を設立しようとしている等、会社を設立することに合理的な理由が見出せない場合
 - (2) 短期間のうちに合理的な理由なく複数の会社を設立しようとしている場合
 - (3) 法人の代表者が外国人である場合で、代表者の在留資格に就労制限がある場合
- 第3 顧客のためにする現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分についての代理又は代行に関するものの事例
- (1) 公認会計士等の口座を資金の保管等に利用しようとする場合

以上

³ 詳細については、金融庁ウェブサイト (<https://www.fsa.go.jp/str/jirei/index.html#kaikai>) をご参照ください。